

アイヌ民族に関する人権教育の現状

平山裕人

◇ 先住民族としてのアイヌ民族

◇ アイヌ民族への同化政策

一八五〇年頃まで、北海道の大部分、千島列島、サハリン南部は、アイヌモシリ、すなわち、アイヌ民族の大地だった。アイヌの人たちは、自らの言葉を持ち、自らの文化を持ち、採集狩猟を中心とした生業で生活していたのである。

一八五五年、日本とロシアは日露通好条約を結び、アイヌモシリの分割を始めた。一八六九年には、蝦夷地を北海道と改称し、一方的に日本の一部とした。このときを境に、和人がアイヌモシリに大量に移住するようになつた。

そして、それとほぼ時を同じくして始まったのが、アイヌ民族に対する同化政策である。明治政府は、アイヌ民族のいくつもの風習を禁止し、学校教育ではアイヌ語を認めず、日本語が強制された。アイヌ語の人名には創氏が強要され、日本風の人名に改名することになつた。

ところが、日本国民は单一民族ではない。北海道はアイヌ民族から奪つた地であり、アイヌの人たちに対し、結婚、就職、学校での差別が深く根付いていた。戦後のアイヌの教育は、「教室での差別をどうなくするか」ということが出発点になつた。

アイヌの「正しい」歴史と文化を学校で教えることによって差別は解消されるのではないかと考えられた。しかし、何が「正しい」かということはさておき、行政からの圧力だけでなく、アイヌの側からも反発が起きた。「差別を大々的に取り上げることで傷口を拓げないほしい。先生方、この問題は抜本的に解決できないでしよう」というのがアイヌの人たちの想いだった。何とも重苦し

アジア・太平洋戦争の敗戦後、日本は多くの植民地を持ち主に返した。日本は本来の領土だけになり、日本国民＝单一民族ということを多くの人が常識とし、学校教育もそうした流れのもとで進められた。

アメリカ大陸は一四九二年に「発見」されたのではない。この年は、アメリカ先住民にとつては、侵略を受ける起点になつた年だ。この年から五百年後の一九九三年、国際先住民年が制定されたことになった。

◇ 教室の差別の解消を

アイヌ民族は、在日コリアンなど出自を海外に持つ民族とは明らかに異なる先住民族である。そこには以下のようない先住民族としての権利が生まれる。

- ① 国によつて奪われた文化を復興する権利
- ② 国によつて奪われた土地・資源に対する権利
- ③ 民族が自決し、政治決定する権利

そして、これらは「差別は許されない」という人権教育とともに、日本のアイヌモシリ侵攻の歴史を教えることによつて理解されることである。

◇ 共生社会をめざして

一九八四年、北海道ウタリ協会（現・北海道アイヌ協会）は、アイヌ民族の先住権を盛り込んだアイヌ新法の制定を求めた。十年余りの闘争により、右記の先住民族としての権利のうち、①「国によつて奪われた文化を復興する権利」のみが、

アイヌ文化振興法として獲得された。

学校教育でも、アイヌ史の一部が教科書に載るようになり、また、アイヌ史やアイヌ文化の授業実践も多くなってきた。それは「教室での差別をどうなくするのか」という段階から進み、北海道にある学校ならば、当然、アイヌに関する学習を行わなければならないという環境になったということである。

ところが、「アイヌの学習」が広まつていくなかった。逆に「アイヌの子どもは今どうしているのか」という疑問が、道外の教員から出るようになった。実は、北海道の学校では、アイヌの子どもがいるかどうかを把握していないことが多い。それどころか、親から本人に知らされていないこともある。そこで、今では、アイヌの子どもが将来、アイヌ民族を選ぶのか、和人を選ぶのか、フラットな状態で選択でき、アイヌ民族と和人が共生できる社会を創ることに、アイヌの学習の意味を見出すことにしている。

◇ 先住権に関わる授業に国家の壁

千歳市の末広小学校や平取町の小中学校では、全年を通して、アイヌの学習を教育課程に入れている。そこに至るには大変な労力を要したであろうことは容易に察することができます。しかし、両者とも、アイヌ文化の学習が中心となっている。さらに一歩進め、アイヌ民族の先住権を意識した

授業づくりはできないのか。しかし、ここには国家主義的な教育という巨大な岩盤が突き当たる。この間の出来事をいくつか紹介したい。

まず、道議会で自民党所属の道議が、アイヌ文化振興財団が出している『アイヌ民族副読本』の記述について質問した件である。同副読本は、全道の小学四年生・中学二年生の全員と、全国の小中学校に配布されている。指摘された箇所は「一八六九年に北海道はアイヌのことわりなく、一方的に日本の一とにした」という部分である。その結果、当該記述が書き換えられるところで

あつたが、幸いにも多くの人々の意見によりそれは免れた。しかし、こうした動きのなかで、北大的アイヌ・先住民研究センター作成の高校用アイヌ民族副読本は、完成していたにもかかわらず、査読資料として封印され、未だ公表されていない。

また、北海道教育大学旭川校では、学生たちが小中学校向けのアイヌ語の学習教材をつくったが、それを指導した研究者たちが、大学当局によって解雇処分になってしまった。現在は職場復帰を求めて裁判闘争中である。

このほか、後志のある小学校では、「外国語活動」の中で、日本の言葉の一つとしてアイヌ語を取り上げたところ、このことが参議院議員に取り上げられ、文科省、道教委の流れで調査が入り、授業を中止させられている。また、根室のある中学校でも、社会科の教員が「北方領土」について様々

れることで、当時の外務相が圧力をかけ、授業のやり直しを強いられる事態になつた。

アイヌの人たちの人権、先住権、そして、先住を前提とした歴史認識。これらを学校現場で真つ向から取り上げるには依然壁がある。ここに書いた壁は、筆者もほとんど関係し、痛い目に遭つてきている。これをどう乗り越えていくか、また、アイヌ文化の学習から歴史認識と先住権の学習をどう創っていくか、これから大きなテーマである。

平山裕人（ひらやま ひろと）

小樽市内の小学校の教員。困難な状況に置かれないながらも、新しい授業づくりに取り組み続けている。